



所有者不明土地の解消に向けて 不動産の登記に関するルールが大きく変わりました



※ 所有者不明土地とは … ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

令和6年4月1日から

相続登記の申請が 義務化されました!!



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

Check!!

- 相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から**3年以内**に**相続登記**の申請をしなければなりません。
- 令和6年4月1日以前に相続した不動産についても、義務化の対象となります。
- 相続登記について**登録免許税が免税**される場合があります。
- 正当な理由がなく相続登記の申請をしない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
- 登記の手続は、**専門家である司法書士へ依頼**することも、ご検討ください。

登記の手続について
詳しく知りたい方!



(大阪法務局ホームページ)

登録免許税の免税に
ついて知りたい方!



(法務省ホームページ)

登記の手続を司法書士へ
依頼したい方!



(大阪司法書士会ホームページ)

裏面もご覧ください! 法務局の便利な制度を紹介しています

相続登記についての詳細は、管轄する登記所にお問合せください。

大阪法務局

〒540-8544 大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎



管轄登記所は
こちらから検索

法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図で
時短・スムーズな相続手続を!

戸除籍謄本等を収集し、
法定相続情報一覧図を
作成して法務局へ!



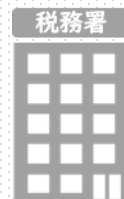
① 申出

② 交付

法定相続情報一覧図を
登記官が確認・認証し、
無料で必要枚数を配布



③ 提出



制度の詳細については
ホームページをご確認ください!



(法務局ホームページ)

法定相続情報証明制度の具体的な手続は、
管轄する登記所にお問合せください。



管轄登記所は
こちらから検索

自筆の遺言書、預かります!

自筆証書遺言書保管制度

申請手数料は
1通3,900円
保管料は不要



遺言者

① 保管申請



② 保管
遺言書ほかんガルー



相続人

③ 死亡後

請求

交付

遺言書情報証明書
1通1,400円

安全な保管場所
管理上のトラブル防止

相続登記の申請、預貯金の払戻し等
添付書類の一つとして利用できます!
家庭裁判所の検認は不要です!



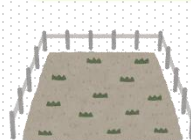
(大阪法務局ホームページ)

制度の詳細についてはホームページを
ご確認ください!

自筆証書遺言書保管制度に関するお問合せ先
06-6942-9482 (供託課)

土地を手放したい方へ!

相続土地国庫帰属制度



承認申請



審査

相続等によって土地の所有権を取得した
相続人は、その土地を手放して国庫に
帰属させるための申請をすることが
できます。

ただし、申請が承認されるのは、一定の
要件を満たす土地に限ります。

制度の詳細についてはホームページを
ご確認ください。



(法務省ホームページ)

相続土地国庫帰属制度に関するお問合せ先
06-6948-6336 (国庫帰属審査室)

大阪法務局

〒540-8544 大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎